# 令和4年 鰺ヶ沢町農業委員会 第6回定例総会会議録

令和4年6月10日(金)午前10時00分開議 鰺ヶ沢町役場 2階委員会室

- 1. 開会
- 2. 会期の決定
- 3. 会議録署名者の指名及び書記の任命
- 4. 諸般の報告
- 5. 議案の上程
- 6. 議案の審議(許可・承認)
- 7. 閉 会
- 8. その他

#### ◎出席委員 13名

 1番
 木村
 賢一
 9番
 佐藤
 松子

 2番
 長谷川
 貴輝
 10番
 木村
 暢子

 3番
 大谷
 大樹
 11番
 工藤
 修二

 4番
 木村
 優仁
 13番
 對馬
 孝

 5番
 今
 仁司
 14番
 工藤
 清

6番 神 秀穂 7番 神 文人 8番 三上 三樹

◎欠席委員 12番 工藤 文信

## 事務局

#### 1. 開会

ただ今より令和4年第6回定例総会を開会致します。はじめに、工藤会長より 挨拶をお願いします。

#### 会長

(会長挨拶)

#### 事務局

それではこれから会議に入ります。鰺ヶ沢町農業委員会会議規則第5条の規定により議長は会長が務めることとなっておりますので、議事は工藤会長が進行します。会長、よろしくお願いします。

# 議長

ただ今の出席委員は14名中13名でございます。よって本日の定例総会は定 足数に達しておりますので会議は成立致しました。

(午前10時00分)

#### 2. 会期の決定

審議に入ります。まず会期の決定を議題と致します。本日の会期は、午前10時から正午までとします。この議題にご異議ございませんか。

#### 議場

[「異議なし」という声あり]

#### 議長

異議なしということでありますので、本日の会期は午前10時から正午までと 決定致します。

#### 議長

#### 3. 会議録署名者の指名及び書記の任命

会議録署名者の指名及び書記の任命については本総会会議規則第14条第2

#### 議長

項の規定により議長が指名致します。会議録署名者を1番の木村賢一委員、8番の三上三樹委員にお願いします。書記については事務局職員にお願いします。

#### 4. 諸般の報告

諸般の報告を事務局お願いします。

## 事務局

## 報告第1号

令和4年5月2日

青森県農業者年金協会監査会・役員会

場 所:アップルパレス青森 2階「錦の間」

出席者:工藤清会長

## 報告第2号

令和4年5月18日農業委員会局長会議

場 所:青森県火災共済会館

出席者:事務局(田村)

## 報告第3号

令和4年5月27日

耕作放棄地の非農地認定に係る事前調査会

場 所:舞戸町字東禿地内 外1件

出席者:今仁司委員、佐藤松子委員、佐藤正由推進委員、

事務局(齊藤(正)、齋藤(和))

詳細に関しては、次長の方からお願いします。

それでは報告案件の3番について詳細を説明します。

農地の所有者から当該農地が農地に該当しないことの確認を依頼されました。 このことにつきましては「農地法の運用について」第4の(3)の手続きに基づき、判断を行うこととなっております。

2ページに一覧対象リストがありますが、3ページの確認結果を基に説明いたします。

3ページをお開き下さい。

1番と2番がありますが、いずれの場所も5月27日に現地確認をしており、 その調査員として、今仁司委員、佐藤松子委員、佐藤正由推進委員の3名に判断 していただいております。

それでは1番から順番に説明いたします。

#### 1番についてですが、

住所が舞戸町字東禿 104番3

#### 面積は 4,629 ㎡

台帳地目及び所有者は記載のとおりであります。

写真のとおり現況は森林化しており非農地として判断をいたしております。

続いて、2番

住所が長平町字西岩木山80番外11筆で

合計面積は 76,386 ㎡

台帳地目及び所有者は記載のとおりであります。

写真のとおり現況は森林化しており非農地として判断をいたしております。

これらの土地については、土地の所有者に非農地通知書が送付されるほか、法務局、県、町の農林部局に通知されます。また、農業委員会の農地台帳からこの土地の面積が除外されることとなります。

土地所有者は送付された非農地通知書をもって法務局に行けば地目の変更が可能となります。

以上です。

## 議長

## 5. 議案の上程

議案の上程を致します。

議案第22号 農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認につ

いて

議案第23号 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改定及び公

表について

議案第24号 「令和3年度鰺ヶ沢町農業委員会の目標及びその達成に向け

た活動の点検・評価(案)」と「令和4年度最適化活動の目

標の設定等(案)」の公表について

以上3議案を上程致します。

#### 6. 議案の審議

議案第22号、農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について 事務局に説明を求めます。

#### 事務局

それでは、5頁の、農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について説明いたします。

### 1. 所有権移転

 件数
 O件

 地目別面積
 田 O m²

 畑
 O m²

 樹園地
 O m²

 計
 O m²

#### 2. 利用権設定

再設定 1件 6,972 m<sup>2</sup>

事務局	新規	1件		1, 80	6 m²
	計	2件		8, 77	
	契約内訳				
		満の契約	0筆		$0 \text{ m}^2$
		3年から5年契約		6	, 9 7 2 m <sup>2</sup>
		6年から9年契約			$0 \text{ m}^2$
	10年		1筆		, 806 m <sup>2</sup>
		計	29筆	8	, 7 7 8 m <sup>2</sup>
	貸手・借手内訳				
	貸手農家		2名		
		<del>- 1                                   </del>	2名		
	.,		.,		
	地目別面積				
	田		O m²		
	畑	8	8,778 m²		
	樹園地		$0 \text{ m}^2$		
	計	8	8, 778 m <sup>2</sup>		
	   3. 総地目別面積				
	田		O m²		
	畑	8	3, 778 m <sup>2</sup>		
	樹園地		$0 \text{ m}^2$		
	計		8, 778 m <sup>2</sup>		
	4. 農地中間管理機				
	1	17 一十一	o <i>H</i>		

出し手農家 0名 受け手農家

0名

地目別面積

 $0 \text{ m}^2$ 田 畑  $0 \text{ m}^2$ 樹園地  $0 \text{ m}^2$ 計  $0 \text{ m}^2$ 

つづきまして、詳細についてご説明致します。

番号116

農地の所在 鰺ヶ沢町大字赤石町字上ノ山35番地

地 目 登記簿 畑

現 況 畑

面 積 1,806㎡

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。 利用目的 畑 (アスパラ)

期 間 10年

賃借料 全部で10,000円で契約しております。

番号117

農地の所在 鰺ヶ沢町大字建石町字大曲111番地1

地 目 登記簿 畑

現況畑

面 積 6,972㎡

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 畑(ジャガイモ等)

期 間 5年

賃借料 10a当り4,000円で契約しております。

以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

#### 議長

それでは議案第22号について審議に入ります。

議案第22号につきまして、ご異議、ご質問等を許します。

なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから 発言をするようお願いします。

## 議場

[「異議なし」という声あり]

#### 議長

異議なしとのことですので、採決致します。議案第22号について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

## 議場

(全員挙手)

#### 議長

全員賛成ですので議案第22号農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積 計画の承認について、原案どおり承認することに決定しました。

続きまして議案第23号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改 定及び公表について事務局に説明を求めます。

#### 事務局

それでは議案第23号の説明に入ります。7ページをお開き下さい。

農業委員会に関する法律第7条の規定に基づき、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を改訂し、公表をすることについて承認を求めるものであります。

これは下に記載されている通り、農業委員会等に関する法律第7条により定められているもので、町のHP等で公表する必要があるものです。

8 P の資料にあります通り、この指針は平成 28 年 11 月に作成されたものであります。

指針を作成、変更するにあたり、農地利用最適化推進委員の意見を聞かなければならないこととなっており、令和元年度の推進委員の任命後においては変更しなくてもよいとのことでありましたので、指針の内容を据え置きしていましたが、その後、担い手への集積が進むとともに、新規就農者の増加、2020農林業センサス等の統計資料の更新等もあることから改定するものとしております。

推進委員の意見につきましては、令和 4 年 5 月 13 日の研修会で内容の説明をし、5 月中に見直し等の意見がある場合は申し立てをするようお願いしておりましたが、意見はありませんでした。

指針の内容につきましては、5月13日の研修で申しあげました通りでありますので、詳細につきましては説明を省略させていただきます。 以上です。

## 議長

それでは議案第23号について審議に入ります。

議案第23号につきまして、ご異議、ご質問等を許します。

なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから 発言をするようお願いします。

#### 議場

[「異議なし」という声あり]

#### 議長

異議なしとのことですので、採決致します。議案第23号について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

#### 議場

(全員举手)

#### 議長

全員賛成ですので議案第23号について、原案どおり承認することに決定しました。

続きまして議案第24号「令和3年度鰺ヶ沢町農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」と「令和4年度最適化活動の目標の設定等(案)」の公表について事務局に説明を求めます。

#### 事務局

それでは議案第24号の説明に入ります。13ページをお開き下さい。

農業委員会に関する法律第37条の規定に基づき、農地利用の最適化の推進の 状況や農業委員会の事務の実施状況について公表することについて承認を求め るものであります。

農水省より通達があり、これまで策定してきた活動の目標設定及び点検・評価について、今年度から最適化活動の目標の設定等と目標の達成状況という形に変更となりました。

よって、令和3年度分の実績については、従前の様式に基づく公表とし、令和4年度の目標については新しい様式に基づく公表となっております。

また、新制度では毎年3月までに目標の設定をする必要がありますが、令和4年度は経過措置という事でなるべく早いうちに目標を定めることとなっております。

令和4年度の目標につきましては、令和4年5月13日の研修会で内容の説明をしておりますので、詳細を省略し、令和3年度分の実績について説明します。 (資料説明)

## 議長

それでは議案第24号について審議に入ります。 議案第24号につきまして、ご異議、ご質問等を許します。 なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから 発言をするようお願いします。

## 議場

[「異議なし」という声あり]

## 議長

異議なしとのことですので、採決致します。議案第24号について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

#### 議場

(全員挙手)

# 議長

全員賛成ですので議案第24号について、原案どおり承認することに決定しました。

#### 議長

7. 閉会

以上で本日の議案の審議は全て終了致しました。みなさんご協力ありがとうございました。

これをもちまして令和4年第6回定例総会を閉会いたします。 その他として事務局から連絡事項をお願いします。

#### 事務局

- 8. その他
  - ・次回の総会は7月11日(月)午前10時に開催予定。

## 議長

その他、特になければこれで全日程を終了いたします。(午前10時30分)

会 長 工 藤 清

会議録署名者 木 村 賢 一

*"* 三上三樹